

【補助対象家賃】 民間賃貸住宅家賃で、次の表に該当するもの

補助対象となる期間の前年の当該世帯の所得総額	500万円未満		500万円以上 600万円未満	
家賃月額	5万円以上 6万円未満	6万円以上	5万円以上 6万円未満	6万円以上
補助金の額	年額 3万円	年額 6万円	年額 1万 8千円	年額 3万 6千円

転入者住宅建設等対策事業

【補助対象住宅】 新築又は購入した住宅

	専用住宅	併用住宅
対象	床面積 50 平方メートル以上のもので、下のいずれにも該当しないもの	住居部分の面積割合が 2 分の 1 以上のもので、住居部分の床面積が 50 平方メートル以上のもの、さらに下のいずれにも該当しないもの
対象外	市の区域内に自己所有の住宅を有している人が建て替える場合又は新築する場合／アパート、賃貸住宅等の営業を目的とした住宅／個人以外の法人等が取得した住宅／持分が 2 分の 1 未満の住宅／朝来市まちづくり定住促進事業補助金を受けた住宅／築後 10 年以上の住宅	

【補助対象者】 平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に、市内で住宅を新築又は購入した 市外からの転入世帯の世帯主（世帯員の年間所得の総額が 1,200 万円以下で当該住宅の所在地で住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録されてから、平成 23 年 1 月 1 日時点で 12 か月を経過していることが必要）

対象	下のいずれの事項にも該当していない世帯主
対象外	前年度末までに、世帯員の中に、市税又は国民健康保険税その他市の納入金を滞納している人がいる世帯主／居住の日から起算して、5 年以上前から当該住宅用地を自宅用として所有していた人／他市町村に住居登録していた期間が 3 年間以内で再び市内に転入した人／朝来市まちづくり定住促進事業補助金を受けた人／過去にこの制度による補助金を受けた人

【補助基準】

利子補給対象限度額	500 万円（平成 23 年 1 月 1 日時点で、当該世帯主若しくはその配偶者が 18 歳以上 40 歳未満の場合又は義務教育終了前の子どもがいる場合は、限度額は 1,000 万円）
利子補給率	新築又は購入費用の 100 分の 5
利子補給金の額	上記の対象限度額内で、新築又は購入費用に補助率を乗じて得た額（100 円未満の端数切り捨て）

申請受付期間

1 月 4 日（火）から 1 月 31 日（月）まで

申請場所

市役所都市開発課又は各支所地域振興課備え付けの交付申請書に必要書類を添付の上、申請してください。

問い合わせ先

市役所都市開発課

☎ 672 - 6127